

必ずチェック！使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改正されました。

■地域別最低賃金

最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
熊本県最低賃金	694円	平成27年10月17日

■特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	738円	平成27年12月13日
自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業	787円	
百貨店、総合スーパー	712円	

※特定（産業別）最低賃金には、適用範囲があります。詳しくは、お問い合わせください。

〈問い合わせ〉熊本労働局労働基準部賃金室 Tel096 (355) 3202

特殊詐欺の被害防止 のため金融機関窓口 で声掛けを実施中！

「振り込め詐欺」などの特殊詐欺が大きな問題になっていきます。これらの被害を防止するため、県警察本部、九州財務局、県内金融機関業界団体などで連携協定を締結し、金融機関における顧客へ次のような声掛けなどの取り組みを行っています。

金融機関の窓口で高齢者（※）が高額
の預貯金を引き出そうとする場合①
チェックシートを使い、詐欺被害に遭つ
てないか職員による声掛け②可能な限
り現金での払い出しを避け「振り込み」
または現金化に本人確認が必要な「預貯
金小切手」利用の推奨③顧客の言動に少
しでも特殊詐欺被害の可能性が認めら
れた場合、直ちに警察へ連絡し、警察
官と共同で被害の有無について確認。

平成27年中、県内では、107件（被
害総額約3億1,900万円）の被害が
発生しています。被害に遭ったすべて
の人は、詐欺に気付かず、電話の相手
から言われるがまま現金を準備し、犯
人に渡しています。

県民の皆さまの大切な財産を守る取
り組みですので、ご理解とご協力をお
願います。

（※）高齢者、高額基準は金融機関に
より異なります。

〈問い合わせ〉

県警察本部生活安全企画課
Tel 096 (381) 0110
九州財務局金融監督第一課
Tel 096 (353) 6351



光回線サービスの卸売に関する 勧誘トラブルに注意！

平成27年2月1日より、NTT西日本が光回線サービスの卸売を開始しました。これにより、NTT西日本から光回線サービスの卸売を受けた異業種からの新規参入を含む多くの事業者（光コラボレーション事業者）が、卸売を受けた光回線とプロバイダーや携帯電話などを組み合わせた独自のサービスを、さまざまな料金や契約形態で消費者に提供しています。消費者にとっては契約先の選択肢が増えましたが、その一方で、卸売を受けた事業者の勧誘時の説明不足に伴い、「現在契約している大手電話会社のサービス変更だと思って話を聞いたら、関係ない事業者との新たな契約になっていた」「契約に必要な手続きをした覚えがないのに他の事業者への乗り換えが完了していた」などの相談事例が寄せられています。

南阿蘇村では、少しずつ光回線のサービスが定着し始めた所ですが、今後は、NTT西日本と光回線を契約していた人に対して、簡易な手続きにより光コラボレーション事業者の光回線の契約に乗り換えさせる「転用」を勧める事業者が増えてくるという訳です。「転用」すれば、NTT西日本との光回線の契約はなくなります。

契約時には現在の契約内容と光回線の契約内容を十分に比較検討することが大切です。お困りの時は、南阿蘇消費者相談室にご相談ください。

■巡回相談日

4月12日（火） 白水保健センター相談室
4月19日（火） 長陽庁舎1階会議室

【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
Tel (67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
久木野庁舎